




各 位

会 社 名  乾汽船株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 乾 新悟
(コード番号 9113 東証・大証第一部)

問 合 せ 先 総務部長 清田 昌宏

電 話 03 (3548) 3272

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 92 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社では、買収防衛策の導入、廃止等につきましては、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるため、第 41 条（買収防衛策の導入および発動）並びに第 42 条（買収防衛策の導入および廃止）、第 43 条（買収防衛策の有効期限）を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日

以上

別紙

定款一部変更案（下線部分は変更箇所を示す）

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第 7 章 買収防衛策</u>
(新 設)	<u>(買収防衛策の導入および発動)</u> 第 41 条 当社は、当社の企業価値および株 主共同の利益が不当に毀損されること を未然に防ぐために買収防衛策を導入 することができる。
(新 設)	2 買収防衛策にかかる新株予約権無償割 当てに関する事項については取締役会 の決議によるほか、株主総会の決議に よる委任に基づく取締役会の決議によ り定める。
(新 設)	<u>(買収防衛策の導入および廃止)</u> 第 42 条 当社は、前条に規定する買収防衛策 の導入には株主総会の決議を得なけれ ばならない。
(新 設)	2 当社は、いつでも取締役会の決議に 基づいて買収防衛策を廃止することが できる。
(新 設)	<u>(買収防衛策の有効期限)</u> 第 43 条 前条に基づき導入された買収防衛策は 株主総会の決議を得た後、3年以内に 終了する最終の事業年度に関する定時 株主総会において、その継続の決議を 得なければならないものとし、以後も 同様とする。
(新 設)	2 前条に基づく買収防衛策の導入後にお いて、前項に定める定時株主総会での 継続の決議が得られなかった場合、前 条に基づき導入された買収防衛策は当 該定時株主総会の終結の時点をもっ て、その効力を失うものとする。

以 上